試験研究費の増加額等に係る法 除に関する明細書	人利	Ŕ額の特別控 ^事		法人名
試験研究費の額	1	円	平均	平 均 売 上 金 額 9 (別表六(九)「5」) 円
当期の所得に対する法人税の額			売上金額の	平均売上金額の10%相当額 (9)× 10 10
(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2		10 % 相当	平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 (1)ー(10)
比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(九)「10」)	3		コ額を超え	試 験 研 究 費 割 合 12
試 験 基 準 試 験 研 究 費 の 額 研 (別表六(九)「11」)	4		る試験研	超過税額控除割合((12)-100)×0.2
19欄 試験研究を行った場合の法人和		の特別控除を通	究 費 角用	平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額に る税額控除限度額 (11)×(13)
ている場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第42条の4第9項第1号」又は「同第2号」 ②区分番号に、「00011」又は「00012」※				
③適用額欄に、当該別表六(<i>)</i> を記載してください	八)	19欄の金額(円.	単位	ガ 期 税 額 控 除 丁 能 額 16 (14) と (15) のうち少ない金額)
る 税 当 期 税 額 基 準 額	7		当	期 税 額 控 除 可 能 額 ((8)の金額又は(16)の金額)
控 $(2) \times \frac{10}{100}$ 除			法	人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「29の②」)
当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8		法	人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17) - (18)

※第42条の4第9項第1号「00011」

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※第42条の4第9項第2号「00012」

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合

法 0301-0608